

広島県教育委員会会議録

令和 8 年 4 月 2 2 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和 8 年 4 月 22 日（金） 13：00 開会
14：45 閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	中 村 一 朗
	志 々 田 ま な み
	小 田 原 希 美
	河 田 一 実

2 出席職員

教 育 次 長	江 原 透
管 理 部 長	糸 崎 誠 二
学びの変革推進部長	小 野 裕 之
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	蓮 浦 顕 達
総 務 課 長	永 井 匠
秘 書 広 報 室 長	松 田 公 志
教 職 員 課 長	中 西 正 典
教 育 改 革 課 長	山 内 領 二
義 務 教 育 指 導 課 長	長 尾 佳 和
豊かな心と身体育成課長	沖 本 勝 豊
特 別 支 援 教 育 課 長	林 香

審 議 案 件 一 覧

- | | |
|-------------|---|
| 第 1 号 議 案 | 令和 9 年度に使用する教科用図書の採択基本方針について |
| 報 告 ・ 協 議 1 | 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」素案に係るパブリックコメント（県民意見募集）の結果について |
| 報 告 ・ 協 議 2 | 広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会調査報告書について |

公 開 審 議 案 件

	頁
日程第 1 会議録署名者について	1
日程第 2 第 1 号 議 案 令和 9 年度に使用する教科用図書の採択基本方針について	1
日程第 3 報告・協議 1 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」素案に係るパブリックコメント（県民意見募集）の結果について	3

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、小田原委員及び河田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。ありがとうございます。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 報告・協議2は個人情報を含む案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

篠田教育長： それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

報告・協議2の広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会調査報告書について、この件につきまして公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題は報告・協議2を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 令和9年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

篠田教育長： それでは、第1号議案、令和9年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、長尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

長尾義務教育指導課長： 令和9年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。

この教科用図書の採択基本方針については、4月17日（金）に行われた第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものであり、「1 提案の要旨」に示しておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。

(1) は、県立学校で使用する教科用図書の採択の基本方針でございます。

(2) は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでございます。

なお、参考資料として、7ページに「教科用図書の採択について」、8ページに義務教育諸学校の「教科用図書の検定・採択の周期」及び「基本的な採択の仕組み」、9ページに「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について」、10ページに「令和8年度教科用図書採択日程」を添付しておりますので、後ほど、御覧ください。

それでは、始めに令和9年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、御説明いたします。

1ページの別紙1を御覧ください。

「1 採択基本方針」についてでございます。

「(1) 採択の基本」については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受け、「ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。」「イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」としております。

「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり採択後、遅滞なく公表することとしております。

また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、「2 選定上の留意事項」についてです。留意事項は3点でございます。

1点目、(1)において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。

2点目、(2)において、いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、いわゆる一般図書については、この後、御説明いたします「令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の「2 方法、組織及び手続」の関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、御説明いたします。

2ページの別紙2を御覧ください。

「1 (1) 採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

さらに、採択権者においては、一般図書についてア～エの採択の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めています。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」、また、「(3) 開かれた採択の推進」については、県立学校の基本方針と同様に、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」や「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。」などとしております。

次に、「2 方法、組織及び手続」を御覧ください。

採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。

小・中学校用教科書につきましては(1)にありますように、原則、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないと示しております。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、(2)イにありますように、各学校で、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて各機関では、本格的な採択事務が始まることとなります。

選定審議会は、先日行いました第1回を含め計3回開催し、教育委員会会議では、進捗状況や結果の報告など、随時行ってまいります。

説明につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

河田委員： 教科書の採択基本方針の御説明ありがとうございます。私も今回これを見るのが初めてなんですけれども、令和8年の方針ということで、昨年と比べて変わった点がもしあれば、御説明いただければと思います。

長尾義務教育指導課長： 今年度は昨年度から大きな変更はございません。小学校用教科書及び中学校用教科書の採択替えに関わる内容の記載を省いた基本方針となっております。それは今年度が、小学校用教科書及び中学校用教科書の採択年度ではないからでございます。以上でございます。

河田委員： はい、分かりました。

志々田委員： 一番この手続にとって重要なのは、教科書を発行している発行者に関わりのある人材が、こうした選定の作業に関わらないということと、きちんと手続上、確認していくということだと思っておりますけれども、そういったことがないということを事前に確認の上で委員を選定されると思うんですが、口頭の確認以外で何かやることがあれば教えてください。

長尾義務教育指導課長： おっしゃるとおり、適正かつ公正な採択の確保ということが重要な課題と認識しております。選定審議会委員の選出方針につきましては、委員を選定する際、推薦依頼から任命に至る過程において、三つのチェックを行っております。

まず1点目が、依頼文を提出する際、委員の選任に当たっての基本的な考え方の(5)

に「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は委員となることができない。」ということをもまずは明記しております。その後、委員への内諾処理の際、委員がおっしゃったとおり、利害関係が無いこと及び関係を有しない者であることを直接確認しております。こちらについては、担当者が本人に確認いたします。併せて、承諾書を御提出いただきます。利害関係が無いこと及び関係を有しないことを署名して提出いただくといった形で、適正・公正な採択の確保に努めているところでございます。以上でございます。

志々田委員： よく分かりました。安心しました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。たて1（2）ア「教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく」という記述がございますが、「宣伝行為」というのは例えばどういった行為なのかということと、過去、こういう行為によって影響されたことがあったのかということをお伺いしたいと思います。

長尾義務教育指導課長： 宣伝行為の具体については、過去の事例で申し上げますと、そういった事例がございませんので、具体についてはお話しすることはできませんが、想定される場所で申し上げますと、例えば、教科書会社の方が、採択に関わる方のところに何か資料なり物品なりを持って来てアプローチするなどといったことが想定されるかと考えているところでございます。以上でございます。

細川委員： そういうことはないということなので、影響されたことはないと判断してよろしいでしょうか。

長尾義務教育指導課長： おっしゃるとおりでございます。

細川委員： 分かりました。

中村委員： 是非、適正かつ公正な採択の確保をお願いしたいと私も思います。それから、今年は小学校の教科書の検定の年になると思うんですが、デジタル化等を踏まえて教科書も随分変わってきているようなのですけれども、これから先も含めて、採択の元になる、県教委作成の選定資料を作っていくのにも工夫や苦労があるのではないかなと思うんですが、選定資料というのは、県立学校では毎年作っているということになるんでしょうか。

長尾義務教育指導課長： おっしゃるとおり、県立学校でも毎年作っております。

中村委員： 是非、どんどん新しくなっている教科書の特徴などを踏まえて、良い選定資料を作っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

小田原委員： 1（3）の「開かれた採択の推進」というところで、「採択後、遅滞なく公表」とありますが、これは具体的にどのような形で公表されるのでしょうか。

長尾義務教育指導課長： 採択後、速やかに記者にリリースを行います。併せて、ホームページにも公開を行います。以上です。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告・協議1 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」素案に係るパブリックコメント（県民意見募集）の結果について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議1、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」素案に係るパブリックコメント（県民意見募集）の結果について、山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長： 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」素案に係るパブリックコメント（県民意見募集）の結果について、御説明いたします。

「別紙」資料を御覧ください。

「1 募集期間」にございますとおり、2月17日から3月18日にかけてパブリックコ

メントを実施しました。

その結果、「2 意見提出者数等」にありますように、575人の方から917件の御意見をいただきました。

これらの御意見につきまして、「広島県県民意見募集手続に関する指針」に基づきまして、同じ趣旨の御意見、基本的な考えが類似している御意見等を取りまとめさせていただきまして、42の項目に集約するとともに、それらに対する県の考え方・対応方針を整理いたしました。

「意見の概要」が42項目と多岐にわたりますので、例示として、いくつかの項目をとりあげて御説明いたします。

まず、1 ページの1 番でございます。

「広島県全体の将来ビジョンを見据え、人口減少や人口流出対策をはじめとする県全体の施策との整合性を図ることが重要であり、これらを念頭に置いた上で、魅力的な教育行政を実施してほしい。」という御意見に対しまして、その隣の「県の考え方・対応方針」欄の最後の一文でございますが、「本計画の実施に当たっては、教育委員会だけでなく、関係部局、地域、産業界とも連携しながら取り組んでまいります。」という、教育委員会としての考えをお示ししております。

続きまして、項目の3 番を御覧ください。

「統合ではなく、教職員の負担軽減と教育環境の整備を進め、学校の特色づくりを強化すべきである。」といった御意見に対して、対応方針欄の最後の一文でございますとおり、「教職員の勤務環境の改善や教育施策の充実に努め、教育の質の向上に資する施策を推進」するという考えをお示ししております。

続きまして、項目の4 番を御覧ください。

「スケジュールありきで進めるのではなく、学校関係者や地域住民等への説明会の実施など、意見交換を図り、納得を得た上で進めるべき」といった、丁寧な説明を求める御意見をいただいております。

これに対しましては、これまでに学校関係者等に説明を行うとともに、御要望に応じて説明会を実施し、御意見を伺ってきたこと、それと合わせまして、令和6年3月の基本計画策定から2年が経過しており、急速な社会の変化を見据え、県立高等学校の教育環境の整備をできるだけ早期に推進したいという考えをお示ししております。

続きまして、2 ページの項目の5 番を御覧ください。

「再編整備の必要性が分かるデータを示すべき」という御意見に対して、データ資料の追加を行うこととしております。

続きまして、4 ページの項目の19番を御覧ください。

6 番から18番までの項目で、様々な角度から、本計画に対する懸念や手法に関する問題点の指摘をいただく一方で、この19番にありますように、「将来世代に質の高い教育を維持するためには再編整備が不可欠であり、教育資源を集中して持続可能な教育環境を整えるべきである」といった、本計画案に賛成の御意見もいただいているところでございます。

続きまして、6 ページの項目の36番を御覧ください。

20番以降、統合や学科改編による生徒への影響等に関する御意見が続いております。この36番におきまして、「新設する学科の名称とそこで学べる教育内容がわかりにくい。」といった御意見に対しましては、学科の特徴が伝わりやすい名称や、効果的な広報の手法を検討するという考えをお示ししております。

その他の項目につきましても、いただいた御意見を踏まえながら、実施計画の策定に向けて、引き続き検討してまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 575人の方から917件という、たくさんの方の御意見をいただくことができ、これは何が良いのかということよりも、たくさんの方たちで議論していくということが大事なことです。これだけの意見を踏まえて、この先も議論が継続できることはとても良いことではないかと思っております。もちろん厳しい御意見もあろうかと思いますが、一方で、必要なことはきちんと進めていってほしいというお声も両方いただいております。どちらが多いかという批判も多いかとは思いますが、そういった声も届いているところですので、関係各所と一緒にこの先も議論していただければと思います。一方で、このパブリックコメントにつきまして、対応方針をきちんと示すということは大事

ですが、それ以外に、どのような形で公表するのかということと、これを踏まえてまた何か御意見がある場合には、どんな形で対話ができるのか、可能性としてあり得るのかということをお教えください。

山内教育改革課長： まさしくこの御意見も含めて、これまでも地域での説明会ですとか、学校を通じての御要望をいただいておりますので、それらを踏まえて、今まさしく検討させていただいております。この後には、今のところ新たな御要望・御説明の希望までは入っていないんですけれども、御要望がありましたら、承ることになると思いますし、この期間を超えても御要望のような形でいろいろいただいているところでございますので、それらも含めてまさしく検討を進めさせていただいているところでございます。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。やはり、オープンな場できちんと議論をしていって、皆が納得する形は中々見つけていくことは難しいかもしれませんが、県教委としてはオープンな議論をしていく姿勢ということをきちんとアピールしながら、この先も誠実に仕事をしていただけたらと思います。頑張ってください。

小田原委員： 説明ありがとうございました。報道などでスケジュールを変更するようなしないような、ということをお聞いたんですが、今後の予定はどういう見通しになっているのでしょうか。

山内教育改革課長： 今、これらの御意見を踏まえて、元々出させていただきました素案の修正を検討しております。その修正した内容につきましては、来月のこの教育委員会会議の場においてお諮りをしたいと考えております。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

中村委員： たくさんの御意見をいただいておりますし、その中で反対の御意見もたくさんあるということをお踏まえて、検討を進めていく必要があるんだろうと思います。そういった中で、この御意見の中にもありますけれども、「再編整備の必要性が分かるデータを示すべき」ということに対して、資料を追加する対応をするということですが、そもそも今回の再編整備の前提として、現時点ではまだ良いけれども、10年後、15年後、20年後と子供の数が激減していくということをお踏まえての再編整備ということですが、そういった先の環境というか、子供の数がこれだけ減ることへの御説明や理解が十分共有されているのかどうか、報道等を見ていると疑問に思うところもあるんですが、そういう環境が大きく変わっていくことへの共有や御理解いただくことをしっかりとさせていただかないと、議論がかみ合わない。もちろん（学校が）あった方が良いという方が多いと思いますし、そういう中での環境が変わるということをお是非、しっかりと共有していただくことがまず必要だと思いますが、この点はいかがでしょう。

山内教育改革課長： 実際にお子様の数というのははっきりと見えておりますので、例えば、現時点から比べると、昨年度お生まれになったお子様は1万人くらい減っており、2万5千人が約1万5千人になってしまうという実態がございますし、また、産業構造につきましても、国の方で今後、理系人材、産業人材のミスマッチということも示されておりますので、全国だけではなくて広島県においても同様のことが起こっているということをお示しできる資料なども追加させていただきまして、その上で、しっかりそういった内容について御理解をいただけるように説明に努めていきたいと思っております。

河田委員： 皆さんの御意見はなるほどと思うこともありますし、中村委員がおっしゃられたように、データでお示しする必要のある内容もあるなど、非常に難しい部分があると思いますけれども、納得をしていただくのは難しいとは思いますが、意見を出された方にはある程度寄り添って粘り強く時間をかけてやっていただきたいということが一つと、もう一つは再編について、再編がどうしてもクロズアップされていますが、魅力ある新しい学科の設置など、未来志向的で明るい部分も是非、アピールしていただければ良いのではないかと、御意見として申し上げます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。いろいろな御意見を賜りまして、いろいろなお考えをお聞かせいただいたところでありますけれども、全国都道府県教育委員連合会などに出席しましても、本県だけこういう状況になっているのではなく、全国どこでもこういう、学校の在り方を考えなくてはならない状況になっているということをお、各県の教育委員からも教育長からもお聞きするんですけれども、その中でも他県は、こういう在り方を考えるときに、地域の方や学校関係の方と十分協議を重ねて、その上で再編整備の計画を作ったということをお聞かせいただいているところですので、「3 県民意見募集における意見の概要及び対応」の4の「スケジュールありきで進めるのではなく、」という御意見を出された方の思いも分かるところでございますし、例えば13の「分校やキャ

ンパス校などで存続させる選択肢もあるのではないか」にあるように、地域によってその学校をどのようにするべきかということ、地域の方と丁寧にしっかり詰めていただかないと、結論が出ないと思っております。その辺のところを、このパブリックコメントを踏まえて、今後、県教育委員会がどこまで地域の方の声をくみ取ることができるかに掛かっていると思いますので、しっかりそこの御対応をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

山内教育改革課長： 例えばですけれども、今、御指摘いただきました、13番のキャンパス校設置の御意見なども直接承っているところでございますので、そういったところをどこまで我々が、地域の皆様のお考えを踏まえつつ、納得やより喜んでいただける未来志向の学校を作っていけるかということを課内で検討してきたいと思っております。

細川委員： よろしくをお願いします。

篠田教育長： そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

このパブリックコメントの御意見を踏まえて、現在継続して地元の自治体と協議をさせていただいているところでございます。引き続きそれらを踏まえ、高校時代の学びがこれからの人生に大きく影響を与えますので、未来志向で、しっかりとしたものになるようにまとめていくことができればと思います。また、先ほどスケジュールについて担当課長からも言及がありましたけれども、来月の教育委員会会議でまたお諮りして、協議をさせていただければと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

(13 : 34)

篠田教育長： 続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

【非公開議題】

報告・協議2 広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会調査報告書について

広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会調査報告書について、協議した。

(14 : 45)